

第1編

計画の基本的事項

- 1.1 計画改定の背景
- 1.2 計画の目的と役割
- 1.3 計画の位置付け
- 1.4 計画期間
- 1.5 市民・事業者・市の役割
- 1.6 計画で対象とする環境分野

1.1 計画改定の背景

瀬戸内市は平成 19（2007）年 3 月に「瀬戸内市環境基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、この計画のもと、様々な環境施策に取り組み、『豊かな自然・歴史と共生するまち 瀬戸内市』の実現を目指してきました。

前計画の策定から 10 年が経過し、その間、私たちを取り巻く社会情勢や環境問題は大きく変化してきました。

「国際社会における地球温暖化対策の新たな枠組みの採択」^{さいたく}「大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式の定着」「自然破壊の拡大による生物多様性※保全の必要性の高まり」など、環境影響の及ぶ範囲は広域化するとともに、その内容は多様化してきました。

近年、土砂災害や洪水被害などの頻発^{ひんぱつ}により、多くの人々が自然の持つ圧倒的な力を再認識するとともに、一人ひとりが自然との関わり方を見直し、刻々と変化する環境を意識した行動をとっていくことが求められています。

今後、市の恵み豊かな環境を次の世代へ継承していくにあたっては、市民や事業者一人ひとりが環境を意識し、市の環境を保全するための積極的な貢献が必要となります。

平成 28（2016）年度に前計画の計画期間が終了するにあたって、前計画で培ってきた環境づくりの素地^{そじ}や市の環境の現況などを踏まえ、新たに「第 2 次瀬戸内市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）として改定しました。

本計画は、市民・事業者・行政の三者で進め、前計画で目指した『豊かな自然・歴史と共生するまち 瀬戸内市』の更なる展開を図っていきます。

1.2 計画の目的と役割

本計画は、市の環境などを踏まえ、平成 29（2017）年度からの長期的な目標と施策の方向性を示すとともに、市民・事業者・市の責務を定め、それぞれが連携して環境保全に取り組んでいくことにより、市が目指すべき環境の将来像を実現していくことを目的とします。なお、本計画の役割は次のとおりです。

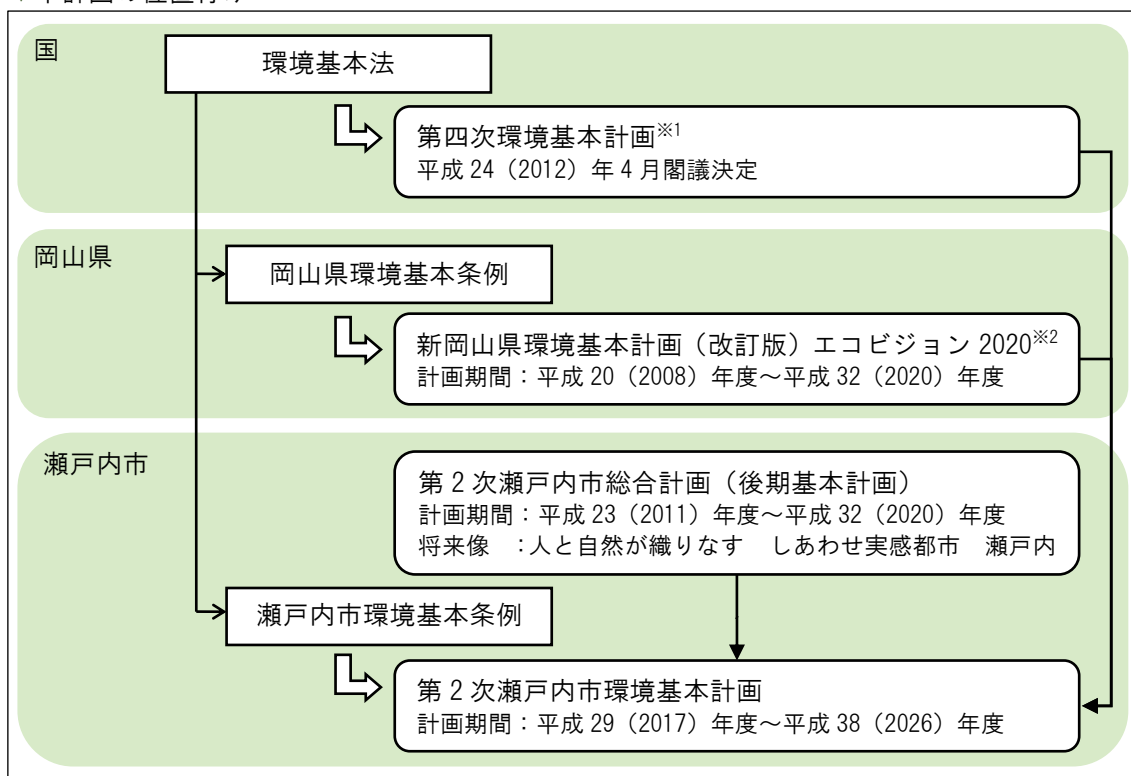
- 市の目指すべき環境の将来像と市の環境の保全に関する施策の大綱^{たいこう}を示します。
- 市民・事業者・市の責務とそれぞれの取組事項を示します。
- 本計画を計画的に推進するための推進体制と進行管理を示します。

※ 生物多様性基本法に定義される、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」を指す概念。同法では、人類は生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、また、生物多様性は地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えているとされる。

1.3 計画の位置付け

本計画は、「瀬戸内市環境基本条例」の第8条に基づくもので、国や県の環境基本計画の内容を考慮しつつ、市の特性や市民などのニーズを踏まえたものです。また、「第2次瀬戸内市総合計画（後期基本計画）」が示す市の将来像を環境面から推進するものとします。なお、国や県の環境基本計画や市の総合計画は、本計画の上位計画となります。

▼本計画の位置付け



※1 環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めた計画。

※2 岡山県環境基本条例に掲げる基本理念のもと、岡山県内の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画。

1.4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度までの 10 年間としますが、計画の進捗状況や環境の変化、瀬戸内市総合計画の改定状況などを踏まえ、計画期間の中間となる平成 33（2021）年度を中間年度とし、計画の見直しを行うものとします。

▼計画期間



1.5 市民・事業者・市の役割

本計画は、市民・事業者・市がそれぞれの役割のもと推進していくものとし、各主体の役割は次のとおりとします。

市民

市民は環境問題について学習し、省資源や省エネルギーといった環境負荷の少ないライフスタイルを実践するとともに、地域で実施されている環境保全に向けた取り組みに積極的に参加・協力するよう努めるものとします。

事業者

業種や事業規模などによる差はあるものの、事業活動には環境負荷が伴います。事業者は法令遵守のみならず、環境負荷の最小化に必要な措置の実施とともに、地域で実施されている環境保全に向けた取り組みに積極的に参加・協力するよう努めるものとします。

市

市は市民や事業者の模範として、地球温暖化防止や公害防止、生物多様性の保全、資源循環[※]の促進などに率先して取り組むとともに、国や県、市民、事業者などと連携しながら、本計画を推進します。

※ 循環型社会形成推進基本法第2条に定義される、循環型社会を形成するための概念及び環境分野。
なお、循環型社会とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

1.6 計画で対象とする環境分野

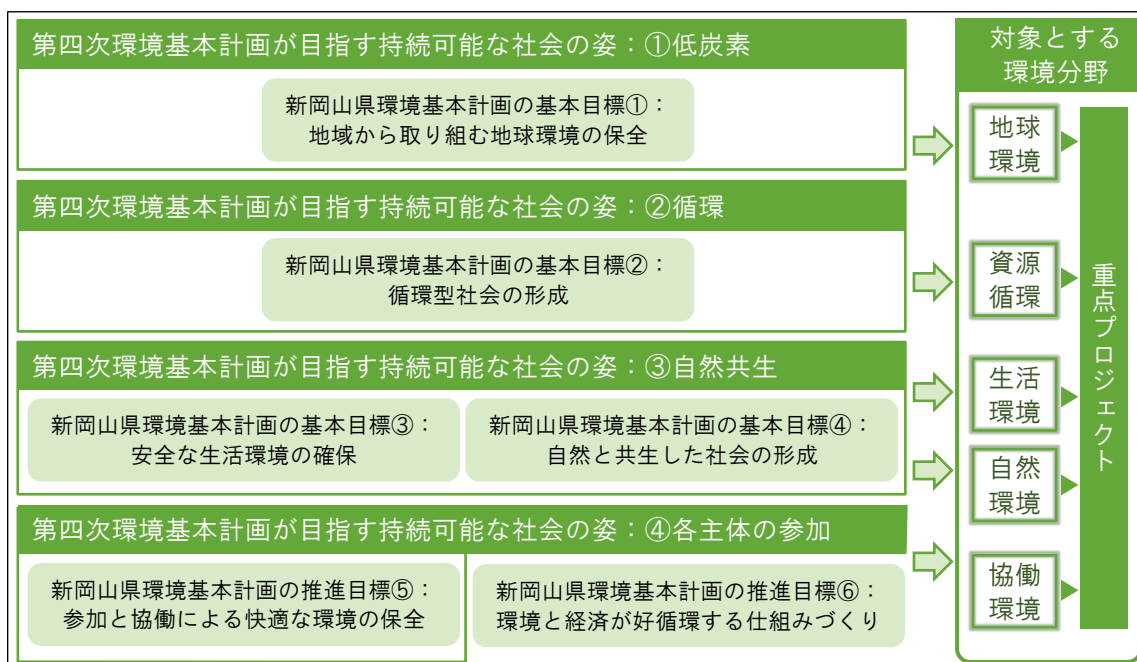
本計画で対象とする環境分野は、国の「第四次環境基本計画」や岡山県の「新岡山県環境基本計画（改訂版）エコビジョン 2020」の環境施策の方向性を考慮し、次の5分野とします。

地球環境	・・・	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー※1 など
資源循環	・・・	ごみの減量化や適正分別、リサイクル、不法投棄の防止など
生活環境	・・・	大気環境、水環境、騒音、振動、土壌など
自然環境	・・・	動植物、緑地、人と自然のふれあいの場など
協働環境	・・・	市民・事業者・行政が協働・連携した環境活動、環境学習、自然景観、歴史・文化財など

▼「第四次環境基本計画」及び「新岡山県環境基本計画」の環境施策の方向性

第四次環境基本計画	第四次環境基本計画において目指すべき持続可能な社会とは、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され「安全」が確保されることを前提として、「①低炭素」「②循環」「③自然共生」の各分野が、④各主体の参加の下で、総合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会であると定義づけられています。
新岡山県環境基本計画	目指すべき姿の実現に向けて、「①地域から取り組む地球環境の保全」「②循環型社会の形成」「③安全な生活環境の確保」「④自然と共生した社会※2の形成」の4つを基本目標として掲げ、これらの基本目標を強力かつ効率的に推進していくため、「⑤参加と協働による快適な環境の保全」と「⑥環境と経済が好循環する仕組みづくり」を推進目標として掲げています。

▼本計画で対象とする環境分野



※1 太陽光、風力、地熱などの自然界に存在し永続的に利用できるエネルギーの総称。

※2 「21世紀環境立国戦略」（平成19（2007）年6月閣議決定）において定義された、「生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会」のこと。

また、前計画で定められた6つの基本目標は、本計画で対象とする環境分野に対応しており、前計画の取り組みを継承しています。

▼前計画の施策体系と本計画で対象とする環境分野の関連

環境の将来像	基本目標	基本施策	対象とする環境分野	
豊かな自然・歴史と共生するまち <small>〜美しい環境を未来に届けるまちづくり〜</small> 瀬戸内市	生活環境とまちづくり	1 大気質の保全 3 騒音及び振動の防止 2 水質及び土壌の保全 4 居住環境の整備	生活環境	
	自然環境保全とまちづくり	1 自然環境の保全 2 人と自然との豊かなふれあいの確保	自然環境	
	循環型社会のまちづくり	1 廃棄物の発生抑制とリサイクル 2 省エネルギー及び新エネルギー対策	資源循環 地球環境	
	地球環境の保全とまちづくり	1 地球環境の保全	地球環境	
	歴史・文化資産を活かしたまちづくり	1 歴史・文化資産の保全・活用 2 景観の保全・形成	協働環境	
	環境学習・教育とまちづくり	1 環境学習・教育の推進 2 環境保全活動の推進	協働環境	
	重点プロジェクト “水” プロジェクト - 環境の将来像を具現化する、効果的かつ象徴的な取り組み -			
	発見	<ul style="list-style-type: none"> ●野生動植物の保全 ●美しい海や川の水辺の保全 ●森林・里山の保全 ●水を汚さない・きれいにする対策 	自然環境 生活環境	
	活用	<ul style="list-style-type: none"> ●自然とのふれあい拠点づくり・体験交流等の推進 ●学校における環境学習・教育の推進 ●地域における環境学習の推進 ●自然・歴史・文化的景観の保全・形成 	協働環境 自然環境	
	創造	<ul style="list-style-type: none"> ●3Eの活用（経済・エネルギー・環境） ●ごみ減量化・リサイクル ●地球温暖化防止対策 ●市民の環境活動の育成・支援 ●環境保全活動の取り組み強化 	協働環境 資源循環 地球環境	

第1編
計画の基本的事項

第2編
瀬戸内市の現状

第3編
市の環境の将来像

第4編
市の環境づくりの計画

第5編
重点プロジェクト

第6編
計画の推進に向けて

資料編

